

令和三年三月二十三日(号外第六十四号)厚生労働省告示第八十七号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準等の一部を改正する件)
(原稿誤り)

三〇ページ表中改正後欄中終りから一八行目から一十行目「重症心身障害者が2人以上利用し」が「当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置し」の語で。
同ページ表中改正後欄中終りから一六行目「指定生活介護等を行った場合に」が「2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ」の語で。

七九 表中改正 該当するものと
後欄中 一四 して都道府県知事に届け出た
〇のうち
一三三 「二〇のうち
一三五 「一六」第7の5の注6並びに第8の2の3の注8-1を削る。
一三五ページ表中改正後欄中終りから一二行目の次に次を加える。
五の八 介護給付費等単位数表第7の5の注6及び第8の2の3の注8の厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、十六点以上である者

一七九	表中改正 後欄中 終りから 一三三	法律第86号	法律第86号
一八五	表中改正 前欄中 一三三	〇	掲げる
〃	表中改正 後欄中 一〇	〃	掲げる
〃	〃	〃	掲げる
二二三	〃	五	適合すること。
二三一	〃	二	「同号の規定中同表の中欄に掲げる」を削る。
二三二	〃	二	「同号の規定中同表の中欄に掲げる」を削る。
二三三	〃	二	「同号の規定中同表の中欄に掲げる」を削る。
二三一	〃	二	「同号の規定中同表の中欄に掲げる」を削る。

二三二ページ第六條及び第七條の表中上欄「(1)は「イ」、「(2)は「ロ」のそれぞれの誤り。